

株式会社エー・ピーホールディングス

証券コード：3175

第25期 定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会 招集ご通知



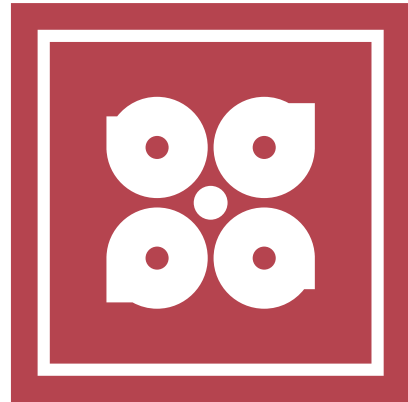
開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時00分
(受付開始予定時刻：午前9時30分)



開催場所

東京都豊島区西池袋2-37-4
としま産業振興プラザ
6階多目的ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



AP HOLDINGS

<決議事項>

- 第1号議案：剰余金の処分の件
- 第2号議案：定款一部変更の件
- 第3号議案：第三者割当の方法によるC種優先株式の発行の件
- 第4号議案：監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第5号議案：監査等委員である取締役3名選任の件

【投資家説明会のご案内】

定時株主総会終了後、同会場にて株主様に向けた「投資家説明会」を実施いたします。
本説明会終了後、お帰りの際に「お食事券1,000円分」を進呈致します。

株 主 各 位

証券コード 3175
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

東京都港区高輪三丁目25番23号
京急第2ビル1F

株式会社エー・ピーホールディングス

代表取締役会長 兼 社長 米山 久

第25期定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会には、「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、同議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づく種類株主総会の決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上での下記ウェブサイト「第25期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ap-holdings.jp/ir/>



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日のご出席に代えてインターネット又は書面の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月24日（水曜日）午後6時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日(木曜日) 午前10時00分(受付開始予定時刻:午前9時30分)
2 場 所	東京都豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ6階多目的ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>(1) 報告事項: 1. 第25期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第25期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件</p> <p>(2) 決議事項: 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 第三者割当の方法によるC種優先株式の発行の件 第4号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 なお、第2号議案につきましては普通株主様による種類株主総会の議案を兼ねており ます。</p>

以上

<お知らせ>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次に掲げる事項につきましては、電子提供措置事項のうち、法令及び定款第15条の規定に基づき、下記ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に送付する交付書面には記載しておりません。 <https://ap-holdings.jp/ir/>
 - ① 事業報告
「会社の株式に関する事項」のうち「大株主」「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」「その他株式に関する重要な事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社役員に関する事項」のうち「補償契約の内容の概要等」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約(D&O保険)の内容の概要等」「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保する体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ 計算書類
「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ④ 監査報告書
「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「会計監査人の監査報告書」、「監査等委員会の監査報告書」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時00分(受付開始:午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後6時50分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後6時50分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

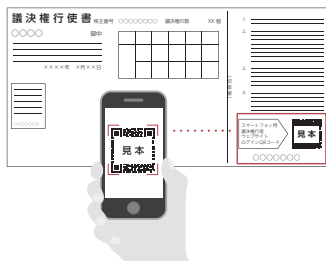
※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

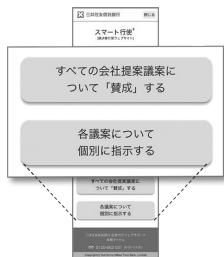
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

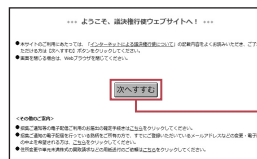
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

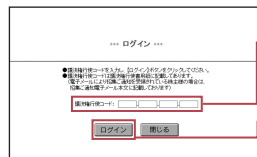
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

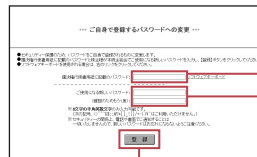
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当期の剰余金の配当に関しましては、期末の財務状況を踏まえ、誠に遺憾ながら普通株式におきましては、引き続き無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他利益剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

①A種優先株式	1株につき	109,251.13円	総額	109,251,130円
②B種優先株式	1株につき	63,365.65円	総額	19,009,695円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

第3号議案に記載のC種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてC種優先株式を追加し、当該株式に関する規定を新設することにつき、ご承認をお願いするものであります。C種優先株式を発行する理由につきましては、第3号議案をご参照ください。

なお、本定款一部変更の効力発生については、本株主総会で第3号議案が原案どおり承認可決されること、ならびに普通株主様による種類株主総会及びA種・B種優先株主様による種類株主総会において本議案と同内容の定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

また、本議案は普通株主様による種類株主総会の議案を兼ねております。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,400万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2,400万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は300株とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき100株とする。</p> <p>第9条～第11条1項 (条文省略)</p> <p>第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) 第11条の2 当会社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主 (以下「A種優先株主」という。) 又はA種優先株式の登録株式質権者 (以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。) に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日) (同日を含む。) から当該剰余金の配当の基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額 (以下「A種優先配当金額」という。) を支払う (ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,400万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2,400万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は300株、<u>C種優先株式の発行可能種類株式総数は150株とする。</u></p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき100株、<u>C種優先株式につき1株とする。</u></p> <p>第9条～第11条1項 (現行どおり)</p> <p>第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) 第11条の2 当会社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主 (以下「A種優先株主」という。) 又はA種優先株式の登録株式質権者 (以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。) に対し、第11条の26に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日) (同日を含む。) から当該剰余金の配当の基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額 (以下「A種優先配当金額」という。) を支払う (ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を</p>

現行定款	変更案
<p>3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(A種期中優先配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる</p>	<p>四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、第11条の26に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(A種期中優先配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる</p>

現行定款	変更案
<p>日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日）をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。</p> <p>当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額</p>	<p>日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日）をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。</p> <p>当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及びC種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日に</p>

現行定款	変更案
<p>を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式及び取得請求権が行使されたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>第2章の3 B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金) 第11条の11 当社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先株式登録質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>	<p>おける分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式及び取得請求権が行使されたB種優先株式及びC種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>第2章の3 B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金) 第11条の11 当社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先株式登録質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第11条の26に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p>

現行定款	変更案
<p>2. ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払B種優先配当金（以下「累積未払B種優先配当金」という。）を、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(B種期中優先配当金) 第11条の12 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>(残余財産の分配) 第11条の13 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額</p>	<p>2. ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払B種優先配当金（以下「累積未払B種優先配当金」という。）を、第11条の26に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(B種期中優先配当金) 第11条の12 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>(残余財産の分配) 第11条の13 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額</p>

現行定款	変更案
<p>(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。)と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p>	<p>(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。)と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>(金銭を対価とする償還請求権) 第11条の14 B種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたB種優先株式及び取得請求権が行使されたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p>	<p>(金銭を対価とする償還請求権) 第11条の14 B種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式及びC種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたB種優先株式及び取得請求権が行使されたA種優先株式及びC種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p><u>第2章の4 C種優先株式</u></p> <p>(C種優先配当金)</p> <p>当社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。）に対し、第11条の26に定める支払順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「C種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2. ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払C種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払C種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払C種優先配当金（以下「累積未払C種優先配当金」という。）を、第11条の26に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. 当社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及び累積未払C種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>

現行定款	変更案
	<p>(残余財産の分配) <u>当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、C種払込金額にC種累積未払配当金を加算した額を金銭により支払う。</u></p> <p>2. <u>C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(金銭を対価とする取得請求権) <u>第11条の21 C種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたC種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式及びB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたC種優先株式及び取得請求権が行使されたA種優先株式及びB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</u></p> <p>2. <u>C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種優先株式の払込金額に累積未払C種優先配当金を加算した額とする。</u></p> <p>3. <u>本条第1項に基づく償還請求の効力は、C種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第2章の4 優先順位</p> <p>(優先順位) 第11条の19 A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払A種優先配当金及び累積未払B種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項) 第11条の22 当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、C種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種払込金額にC種累積未払配当金を加算した額とする。</p> <p>(議決権) 第11条の23 C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(株式の併合又は分割等) 第11条の24 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</p> <p>(C種優先株式に係る譲渡制限) 第11条の25 当社のC種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</p> <p>第2章の5 優先順位</p> <p>(優先順位) 第11条の26 A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、C種優先配当金、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金、累積未払C種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金及び累積未払C種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金及びC種優先株式の優先配当金を第2</p>

現行定款	変更案
<p>通登録株式質権者を含むがこれに限られない。) に対する剰余金の配当を第3順位とする。</p> <p>2. A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。</p> <p>2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

第3号議案 第三者割当の方法によるC種優先株式の発行の件

本議案は、会社法第199条に基づき、下記「2.提案の目的及び理由」に記載の理由により、サントリー株式会社（以下、「サントリー社」といいます。）に対して、下記「1.第三者割当増資の概要」に記載の要領にて、第三者割当の方法による募集株式（以下「C種優先株式」といいます。）を発行すること（以下「C種優先株式発行」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係るC種優先株式発行は、本株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決されることならびに普通株主様による種類株主総会及びA種・B種優先株主様による種類株主総会において、第2号議案と同内容の定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1.第三者割当増資の概要

- | | | |
|--------------------------|--|--------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | C種優先株式 | 150株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき金 | 1,000,000円 |
| (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金 | 金75,000,000円 |
| | 増加する資本準備金の額 | 金75,000,000円 |
| (4) 払込期日 | 2026年7月31日 | |
| (5) 割当方法 | 総数引受契約を締結し、第三者割当の方法によりサントリー社にC種優先株式
150株を割り当てる。 | |
| (6) 発行条件 | 前各号については、本定時株主総会において承認が得られることを条件とする。 | |

2.提案の目的及び理由

(1) 提案に至る経緯及び目的

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営環境下において、不採算店舗の整理、業態の絞り込み、及び財務基盤の立て直しを柱とする事業構造改革を断行してまいりました。2026年3月期において、これら一連の構造改革は完了し、当社は今期より、持続的な企業価値向上を目指す本格的な「成長フェーズ」へと移行しております。

現在、外食産業を取り巻く環境は、原材料価格の高騰や人件費の上昇といったコストプッシュ型のインフレ圧力が継続しております。大手チェーンによる低価格路線の競争が激化する一方、消費者の価値観は「真に価値のある食体験」へとシフトしております。このような環境下において、当社が主戦場とする中価格帯の「レアマス市場（希少な大衆市場）」は、大手チェーンの安売りモデルとは一線を画す独自のポジションであり、

当社の「本物の価値」を提供するビジネスモデルが最も優位性を発揮できる領域であると確信しております。本第三者割当増資による資金調達は、この好機を確実に捉え、以下の成長戦略を加速させるために不可欠なものであります。

① 新規出店に伴う設備投資資金

成長業態の積極的な新規出店 首都圏の優良な商業施設を中心に、中高級業態や「立ち寿司」業態の出店を強化いたします。福井県や茨城県つくば市における地方都市出店の成功事例をロールモデルとし、地方拠点都市への展開も並行して進めることで、年間10店舗程度の新規出店を目指してまいります。

② 業態転換及び既存店リニューアル資金

インフレ環境下においても高い収益性を維持するため、既存店のうちマーケットと提供価値に乖離が生じている店舗については、高単価・高付加価値業態への転換を進めます。「やきとりスタンダード中野北口店」や「宮崎県日南市 塚田農場 名鉄岐阜駅前店」における業態転換後の成功実績を背景に、市場ニーズに即した「マーケットイン型」の店舗再生を加速させ、グループ全体の収益力を底上げいたします。

以上のように、構造改革によって構築した筋肉質な経営体質を基盤とし、調達資金を機動的に成長領域へ投下することで、シェアの拡大と中長期的な企業価値の最大化を図ってまいります。これら一連の成長戦略を早期かつ確実に実行するため、本手法による資金調達が最適であると判断いたしました。

(2) 提案の理由

当社は、現在進めている構造改革の成果を確実なものとし、持続的な成長を目指す「成長フェーズ」への投資を加速させるにあたり、有利子負債への過度な依存を抑制し、機動的な資金供給を可能とする強固な自己資本の拡充が、中長期的な経営の安定に不可欠であると判断いたしました。

割当予定先であるサントリー社は、当社の事業活動に対する深い理解を有し、長年にわたり強固な協力関係を築いてきたパートナーであります。同社をパートナーとして資本関係を強化することは、当社の財務健全性を高めるのみならず、市場における当社の社会的信用の補完及び中長期的な企業価値の増大に資するものと確信しております。

また、発行する株式を無議決権株式であるC種優先株式とすることで、既存株主の皆様の議決権の希薄化を防止しつつ、資本効率の向上を図るものであります。これらの施策を通じて、早期の収益力回復及び持続的な成長を実現することにより、株主の皆様への長期的・持続的な利益還元及び株価の向上を目指してまいります。

3.発行条件に関する事項

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2025年8月以降、サントリー社との間でC種優先株式発行に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねてまいりました。そして交渉を重ねた結果、2026年1月に当社として条件面も含め合理的と判断する内容でサントリー社との合意に至ったことを受け、C種優先株式については払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

また、当社は、当社から独立した第三者評価機関である茄子評価株式会社（以下「茄子評価」といいます。）に対してC種優先株式の価値算定を依頼し、C種優先株式の価値算定書（以下「C種優先株式算定書」といいます。）を取得しております。茄子評価はC種優先株式に付された諸条件と一定の前提を踏まえて、C種優先株式の株式価値の算定方法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を採用し、C種優先株式の公正価値を算定しております。C種優先株式の払込金額は、茄子評価が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、茄子評価によるC種優先株式算定書における上記評価結果、及びC種優先株式は客観的な市場価値がなく、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ること等を総合的に判断し、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項に基づき、本株主総会での有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、C種優先株式を発行することといたしました。

4.発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、C種優先株式を150株発行することにより、総額150,000,000円を調達いたしますが、上述したC種優先株式発行の目的及び資金使途に照らしますと、C種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、C種優先株式については、株主総会における議決権がないうえ、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

第4号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

現在の監査等委員でない取締役4名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び各自の専門性の高い分野等を総合的に検討した結果、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当期開催の 取締役会出席状況
1	再任 米山久 よね やま ひさし	代表取締役会長 兼 社長	100% 21回/21回
2	再任 横澤将司 よこ さわ まさ し	取締役 上席執行役員	100% 21回/21回
3	再任 佐竹祐樹 さ たけ ひろ き	取締役 上席執行役員	100% 21回/21回
4	再任 近内理恵 こん ない り え	取締役 上席執行役員	100% 21回/21回

再任 再任取締役候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>1</p> <p>再任</p>	 <p>よね やま ひさし 米 山 久 (1970年11月9日生)</p> <p>所有する当社の株式数 普通株式 5,187,000株</p> <p>取締役会への出席状況 21回/21回</p>	<p>2001年10月 (有)エー・ピーカンパニー（現当社）設立 代表取締役社長</p> <p>2013年 6月 (株)新得ファーム 取締役（現任） 10月 (株)カゴシマバンズ 取締役（現任）</p> <p>2015年10月 MTRインベストメント(株)代表取締役（現任）</p> <p>2020年 4月 (株)エー・ピーカンパニー 取締役（現任） 6月 当社 代表取締役 社長執行役員CEO (株)塚田農場プラス 取締役（現任）</p> <p>2022年11月 当社 代表取締役 会長兼ファウンダー (株)地頭鶏ランド日南 取締役（現任）</p> <p>2023年 9月 当社 代表取締役会長 兼 社長（現任）</p> <p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>米山久氏は、当社の創業者であり、当社及びグループ会社の成長を牽引し、長年にわたり代表取締役社長として経営を指揮してきた実績や豊富な経験を有しており、企業価値の向上に貢献しております。2023年9月より代表取締役会長 兼 社長として当社のグループ戦略の実現を図り、グループ全体の監督を適切に行っております。このことから当社のグループ経営に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>2</p> <p>再任</p>	 <p>よこざわまさし 横澤将司 (1977年10月2日生)</p> <p>所有する当社の株式数 普通株式 6,000株</p> <p>取締役会への出席状況 21回/21回</p>	<p>2011年11月 当社 入社</p> <p>2016年 9月 当社 魚事業部 事業部長</p> <p>2019年 6月 当社 執行役員 ブランド開発室室長 魚事業部本部長 北海道塚田事業部 本部長</p> <p>2023年11月 (株)エー・ピーカンパニー 代表取締役 (現任)</p> <p>2024年 6月 当社 取締役上席執行役員 (現任)</p> <p>■ 取締役候補者とした理由 横澤将司氏は、当社入社後より魚事業部、ブランド開発の統括を行うなど、事業開発に重要な経験及び知見を有しており、子会社である(株)エー・ピーカンパニー代表取締役を務めております。当社及びグループ会社の事業活動に関し、豊富な経験と高度の知識を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>
<p>3</p> <p>再任</p>	 <p>さたけひろき 佐竹祐樹 (1977年2月10日生)</p> <p>所有する当社の株式数 普通株式 6,000株</p> <p>取締役会への出席状況 21回/21回</p>	<p>2015年 4月 当社 入社 執行役員 開発本部 本部長 (現任)</p> <p>2023年 6月 当社 上席執行役員</p> <p>2023年11月 (株)エー・ピーカンパニー 取締役 (現任) (株)塚田農場プラス 取締役 (現任)</p> <p>2024年 6月 当社 取締役上席執行役員 (現任)</p> <p>■ 取締役候補者とした理由 佐竹祐樹氏は、同氏が大手外食企業在籍時の経験を通じ、幅広い知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かし、当社の出店開発に大きく貢献しており、その能力が当社の経営に欠かせないものと判断したことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>4</p> <p>再任</p>	 <p>こん ない り え 近内理恵 (1982年4月2日生)</p> <p>所有する当社の株式数 普通株式 9,000株</p> <p>取締役会への出席状況 21回/21回</p>	<p>2008年11月 当社 入社</p> <p>2018年 8月 当社マーケティング本部 副本部長</p> <p>2019年 5月 当社ブランドコミュニケーション部 部長</p> <p>2022年 7月 当社 執行役員 食トレンド研究センター センター長 兼 海外・新規事業本部デリバリー事業推進部 プロジェクトリーダー 兼 ブランドコミュニケーション部 部長</p> <p>2023年 4月 当社 執行役員 マーケティング本部 本部長 兼 マーケティング本部ブランドコミュニケーション部部长 兼 食トレンド研究センター センター長 兼 事業統括本部 魚馳走くん事業部</p> <p>2024年 6月 当社 取締役上席執行役員 (現任) (株)イー・ピーカンパニー 取締役 (現任)</p> <p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>近内理恵氏は、前職でのWebマーケティングや人材開発などの事業活動の経験をもとに、当社入社後も当社及びグループ会社の事業活動に関し、マーケティング戦略や消費者行動の分野において多角的な視点での経営判断を実現してまいりました。さらにHR領域についても、当社の人的資本経営において事業基盤の強化に大きく貢献しております。このことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 米山久氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 横澤将司氏、佐竹祐樹氏及び近内理恵氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、米山久氏、横澤将司氏、佐竹祐樹氏及び近内理恵氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、会社法第430条の2第1項に定める費用及び損失の全部又は一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各氏が原案どおり再任された場合には、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当期開催の 取締役会出席状況	当期開催の 監査等委員会出席状況
1	再任 社外 独立 お ぎき とも ふみ 尾 崎 智 史	社外取締役 常勤監査等委員	100% 21/21回	100% 14回/14回
2	再任 社外 独立 どう じ よし ひろ 田 路 至 弘	社外取締役 監査等委員	100% 21回/21回	100% 14回/14回
3	再任 社外 独立 お ぐり ひさ お 小 栗 悠 夫	社外取締役 監査等委員	100% 21回/21回	100% 14回/14回

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>1</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>お ぎ さ き と も ち し 尾 崎 智 史 (1986年1月27日生)</p> <p>所有する当社の株式数 普通株式 一株</p> <p>取締役会への出席状況 21回/21回</p> <p>監査等委員会への出席状況 14回/14回</p>	<p>2007年11月 公認会計士試験 合格</p> <p>2009年1月 監査法人アヴァンティア 入所</p> <p>2011年10月 公認会計士登録 尾崎公認会計士事務所 所長 (現任)</p> <p>2024年6月 当社 社外取締役常勤監査等委員 (現任)</p> <p>■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>尾崎智史氏は、公認会計士として企業会計に精通する専門家の豊富な知見のほか、監査法人における企業監査での内部統制の評価やリスク管理の支援などの経験を経て、企業の経営に関する幅広い見識を有しております。当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断いたしました。また、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、本総会終結の時をもって社外取締役の在任期間は2年（うち監査等委員としての在任期間は2年）となります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>2</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>とう じ よし ひろ 田 路 至 弘 (1959年8月21日生)</p> <p>所有する当社の株式数 普通株式 200株</p> <p>取締役会への出席状況 21回/21回</p> <p>監査等委員会への出席状況 14回/14回</p>	<p>1982年 4月 (株)神戸製鋼所 入社 1988年10月 司法試験 合格 1991年 4月 弁護士登録 岩田合同法律事務所 入所 1997年 8月 リチャード・バトラー法律事務所 (パリ・ロンドン) にて執務 2011年 6月 TANAKAホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 2018年 6月 当社 社外取締役 2020年 6月 当社 社外取締役監査等委員 (現任)</p> <p>■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>田路至弘氏は、弁護士の観点から殊にコンプライアンス面で有益なご助言・ご指導を戴けることを期待しています。加えて、他社の社外役員などの経験が豊富な点や、東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター (IBC) 客員教授としての経験などから、経営全般についてのご助言も期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、本総会終結の時をもって社外取締役の在任期間は8年 (うち監査等委員としての在任期間は6年) となります。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>3</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>おぐり ひさ 夫 小 栗 悠 夫 (1980年12月13日生)</p> <p>所有する当社の株式数 普通株式 一株</p> <p>取締役会への出席状況 21回/21回</p> <p>監査等委員会への出席状況 14回/14回</p>	<p>2008年12月 弁護士登録 東京テミス法律事務所 入所</p> <p>2010年 8月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所 入所</p> <p>2014年 3月 小栗総合法律事務所 代表 (現任)</p> <p>2024年 6月 当社 社外取締役常勤監査等委員 (現任)</p> <p>■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>小栗悠夫氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、殊に店舗開発などの不動産取引における法的リスクの知見を活かし、有益なご助言・ご指導を戴けることを期待しています。また、企業活動を適切かつ透明に行うためのガバナンス強化や透明性確保におけるご助言を期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。また、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、本総会終結の時をもって社外取締役の在任期間は2年 (うち監査等委員としての在任期間は2年) となります。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 尾崎智史氏、田路至弘氏及び小栗悠夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、尾崎智史氏、田路至弘氏、小栗悠夫氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約は、会社法第430条の2第1項に定める費用及び損失の全部又は一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
4. 当社は、尾崎智史氏、田路至弘氏、小栗悠夫氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、各氏が原案どおり再任された場合は、あらかじめ各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時に同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、尾崎智史氏、田路至弘氏、小栗悠夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が原案どおり再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) スキルマトリクス

本株主総会における議案が原案どおりご承認いただけた場合のスキルマトリクスは以下のとおりです。

スキルマトリクス (取締役)									
氏名	当社における地位	企業経営	人的資本	ブランド・出店戦略	マーケティング	商品開発	AI・DX	ファイナンス	法務・リスク管理
米山 久	代表取締役 会長 兼 社長	○	○	○			○		
横澤 将司	取締役 上席執行役員	○			○	○			
佐竹 祐樹	取締役 上席執行役員			○					
近内 理恵	取締役 上席執行役員		○		○				
尾崎 智史	社外取締役 常勤監査等委員							○	
田路 至弘	社外取締役 監査等委員								○
小栗 悠夫	社外取締役 監査等委員								○

スキルマトリクス (執行役員)									
氏名	当社における地位	企業経営	人的資本	ブランド・出店戦略	マーケティング	商品開発	AI・DX	ファイナンス	法務・リスク管理
佐藤 信之	上席執行役員	○					○	○	
里見 順子	上席執行役員			○		○			
森尾 太一	執行役員	○	○	○					

(注) 本表は各取締役・執行役員が有する全てのスキルを示すものではありません。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、堅調な雇用情勢やインバウンド需要の継続的な拡大が景気を下支えしたものの、食品・エネルギー価格の相次ぐ値上げが家計を圧迫し、個人消費は依然として選別傾向が続きました。また、地政学リスクの長期化や為替相場の変動、米国の経済政策の影響など、先行き不透明な状況が継続いたしました。

外食産業におきましては、インバウンド需要の定着や年末の忘年会需要の回復により、都心部を中心に客足の戻りが鮮明となりました。一方、食材価格の高騰や深刻な人手不足による人件費の上昇、光熱費の負担増が収益を圧迫し、経営環境は引き続き厳しい局面にありました。

このような環境の中、当社グループは「食のあるべき姿を追求する」というミッションのもと、「FOOD CREATIVE FIRM」として、計画的に出店を抑制し、既存店の質の向上に経営資源を集中する「筋肉質経営」を徹底いたしました。食材価格・人件費の上昇という外的逆風に対しても、生産地と直結した独自の「生販直結モデル」が生み出す高付加価値業態の強みが発揮され、客単価の上昇局面においても顧客離れを招くことなく、適正な価格で質の高い食体験を提供し続けることができました。この「高品質・中価格」というポジションが時代の消費選別傾向とまさにマッチした一年であったと認識しております。

店舗数につきましては、海外を含めた直営店舗で138店舗を運営しており、前連結会計年度末と比較し、17店舗の減少となりました。なお、このうち10店舗は、連結子会社である株式会社リアルティストの全株式を株式会社FS.shakeへ譲渡したことによるものであります。

また、当該株式譲渡に伴い関係会社株式売却益を特別利益として計上し、自己資本の拡充に繋がったほか、2025年10月に完了した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込により、成長投資に向けた資金調達と財務基盤のさらなる安定化を実現いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は21,821百万円（前年度比3.6%増）、営業利益は845百万円（前年度比221.3%増）、経常利益は721百万円（前年度比185.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,135百万円（前年度は当期純損失36百万円）となりました。

	第24期 (2024年度)	第25期 (2025年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	21,072	21,821	3.6%増
営業利益	263	845	221.3%増
経常利益	253	721	185.3%増
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)	△36	1,135	—

② セグメント別の概況

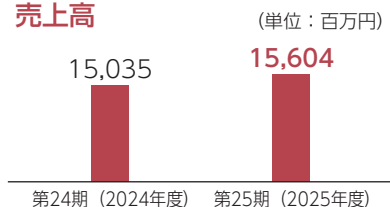
当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会や経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社において販売事業を行い、連結子会社の(株)地頭鶏ランド日南などにおいて生産流通事業を展開しております。

したがって、当社グループはその事業別に「国内外食事業」、「海外外食事業」、「中食事業」、「生産流通事業」の4つを報告セグメントとしています。

「国内外食事業」は、国内の店舗における飲食事業を行っております。「海外外食事業」は、海外の店舗における飲食事業を行っております。「中食事業」は、弁当・惣菜等の中食の製造及び販売を行っております。「生産流通事業」は、食品・飲料の流通事業ならびに地鶏等の生産・加工事業を行っております。

国内外食事業

売上高



国内外食事業では、「生販直結モデル」の基幹として飲食店舗の運営を行っております。「居酒屋事業」「専門店事業」「レストラン事業」にポートフォリオを細分化し、出店抑制・既存店重視の方針のもと、各領域の特性に応じた経営資源の最適配分を推進いたしました。

居酒屋事業では、九州・北海道・炭火焼鳥の各「塚田農場」及びライセンス事業を展開しております。組織コンディションの向上を背景に、通年を通じたメニュー刷新や販促施策が奏功し、忘年会シーズンを含む最需期においても力強い集客を実現いたしました。

専門店事業では、「四十八漁場」等の魚業態や焼鳥・ホルモン業態を運営しております。インバウンド需要が定着した中高級の焼鳥店舗が好調を維持するとともに、旬の食材を活かした生販直結ならではの提案が幅広い顧客層から支持を得ました。

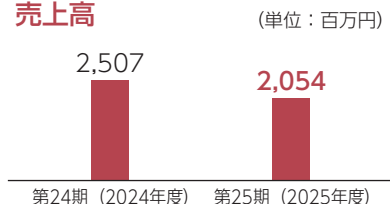
レストラン事業では、商業施設を中心に中高級業態や立ち寿司業態を展開しております。株式会社リアルテイストの売却完了により店舗数は減少したものの、売上高は前年比で増加し、従業員のキャリアパスを支える重要事業として位置付けております。

店舗数につきましては、直営店舗で123店舗を運営しており、前連結会計年度末と比較し13店舗の減少となっております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は15,604百万円（前年同期比3.8%増）、セグメント利益は445百万円（前年同期比1,587.8%増）となりました。

海外外食事業

売上高



海外外食事業では、香港・シンガポール・インドネシア・アメリカ合衆国において事業を展開しております。当連結会計年度は、海外事業の構造転換が完了した年として位置づけております。

香港においては不採算店舗の撤退を完了し、管理機能の内製化によるコスト構造の抜本的な見直しを断行した結果、37か月ぶりに事業単体での黒字転換を達成いたしました。また、運営する「Kicho」香港店がミシュランガイドに選出されるなど、ブランド価値の向上においても大きな成果を上げました。シンガポール・アメリカ合衆国においては責任者を刷新し、事業再構築を図っております。インドネシアにおいては、既存全店舗の客数が堅調に推移するとともに新規出店も好調な立ち上がりを見せており、今後の海外成長の中心軸として積極的な出店を継続してまいります。

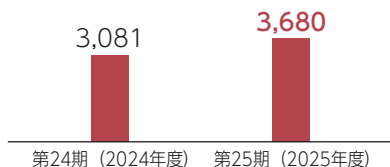
店舗数につきましては、直営店舗で15店舗を運営しており、前連結会計年度末と比較し4店舗の減少となっております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,054百万円（前年同期比18.1%減）、セグメント損失は17百万円（前年同期はセグメント損失148百万円）となりました。

中食事業

売上高

(単位：百万円)



行する計画であります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,680百万円（前年同期比19.4%増）、セグメント利益は244百万円（前年同期比2.4%増）となりました。

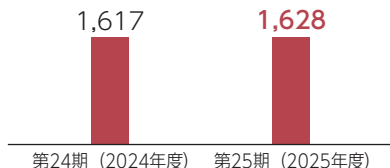
中食事業では、株式会社塚田農場プラスが運営する宅配弁当事業「塚田農場おべんとラボ」が当社の第2の収益柱として確固たる地位を確立しつつあります。行楽・行事需要に加え、法人向けイベント需要を年間を通じて着実に取り込んだことで宅配事業及び駅ナカ事業は大きく伸長し、当連結会計年度においてセグメント黒字化を達成いたしました。

競合他社との差別化においては、当社グループの経営理念である「高品質・中価格」の提供価値が中食領域においても一貫して発揮されており、食材品質を担保しつつ客単価が上昇する局面においても顧客離れを招かない強固な支持基盤を築いております。現在、さらなる需要拡大に対応すべく生産工場の拡張工事を実施中であり、進行期より本格拡大フェーズへ移行

生産流通事業

売上高

(単位：百万円)



る「人的資本経営」の具現化であり、生産・流通・販売の一体運営による圧倒的な競争優位の確立に繋がるものと確信しております。また、グループ内供給の最適化を図りつつ、高品質な食材への旺盛な外部需要を取り込むことで、グループ外販の販路拡大も着実に進展しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,628百万円（前年同期比0.7%増）、セグメント利益は173百万円（前年同期比19.7%増）となりました。

生産流通事業では、「生販直結モデル」の中核として地鶏の生産事業及び鮮魚・青果物等の流通事業を展開しております。円安の継続やエネルギー価格の影響による飼料価格の高止まりが生産コストの押し上げ要因となりましたが、宮崎県における加工場の統合・効率化施策及び独自の生販直結モデルを活かした迅速な価格転嫁により、安定した事業運営を継続いたしました。

当連結会計年度の特筆すべき成果として、営業部門で顕著な実績を上げたプロパー社員を1次産業の責任者へ抜擢いたしました。これにより、マーケットのニーズを生産現場へ即座にフィードバックし、1次から3次産業までを一気通貫で最適化する体制を構築いたしました。これは当社が推進する

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は418,806千円であり、主に販売事業における国内外での外食店舗の出店によるものです。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関より借入として705,694千円の資金調達を行いました。

また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末におけるコミットメントラインの総額は2,000,000千円で、借入実行残高はありません。加えて、第三者割当の方式により「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」99,000千円を発行いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、「生販直結モデル」の事業展開を通じて、第一次産業の活性化と高品質低価格の実現による、食産業における生産者、販売者、消費者のALL-WINの達成を目指しております。

① AI推進による事業モデルの抜本的変革

外食産業における人件費高騰と労働力不足は深刻な構造的課題であり、当社はAI活用を「人が創造性に集中できる組織への変革」の中核に据え、この課題を解決してまいります。

当連結会計年度に始動した全社プロジェクトを深化させ、配膳ロボットの導入やAI需要予測に基づく自動発注、食品ロス削減モニタリング、自動シフト作成といった店舗DXを徹底し、定型業務の自動化を推進します。あわせて、メニューエンジニアリングや需要予測に連動したダイナミックプライシングの導入、独自のデータ資産を基盤としたパーソナライズ・メニューの提供による収益最大化が喫緊の課題です。AIを単なる効率化の手段に留めず、事業モデルそのものを進化させる原動力とし、次世代の外食経営モデルを確立してまいります。

② 人的資本経営の深化：自律型組織への移行と人材力の強化

不透明な経営環境下において、現場一人ひとりが自律的に判断し行動できる組織の構築は不可欠な課題です。当社は、外部採用への過度な依存から脱却し、現場のポテンシャルを発掘して内部から次世代リーダーを輩出する「カンテラ採用」の定着を推進します。教育面においては、独自の「職人技術」と「マネジメント能力」を両立させた自律型人材を育成し、将来の事業拡大を支える人材基盤を強固にすることが課題であると認識しております。また、階層を極力排除した「ぶんちん型フラット組織」への移行により、現場の意思決定スピードを画的に向上させ、AIによって創出した時間を接客等の創造的業務に再配分します。継続的な賃上げによる処遇改善とともに、全スタッフが誇りを持って挑戦し続けられる組織文化の醸成に取り組んでまいります。

③ 収益構造の強靱化：付加価値の創造と適正な価格転嫁

原材料費やエネルギー価格の継続的な上昇は、収益性を圧迫する大きな課題です。当社は「生販直結」モデルの強みを活かし、産地直送の希少食材やストーリー性のある商品開発を通じて、価格競争に陥らない圧倒的な付加価値を創出することが重要であると考えております。単なるコストアップの転嫁ではなく、提供価値の向上を伴う「適切な価格転嫁」を実行し、生産者の利益確保と当社の収益性向上を両立させる「良循環」を構築・維持することを重点課題として取り組んでまいります。

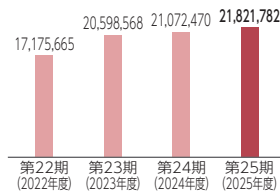
④ 成長基盤の拡大：グローバル展開と戦略的M&A

国内市場の構造的変化を見据え、成長著しい海外市場において新たな収益の柱を確立することが中長期的な課題です。特に経済成長が続く東南アジア市場において、当社の強みである「日本の食文化」と「直結モデル」をローカライズさせつつ展開を加速いたします。自社による新規出店に加え、シナジー効果が見込めるM&Aを機動的に活用することで、グローバル規模での成長ポートフォリオを構築し、企業価値の持続的な拡大を図ってまいります。

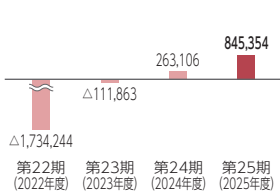
(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

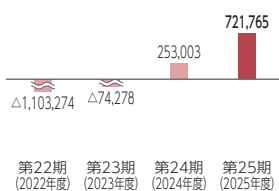
売上高
(単位：千円)



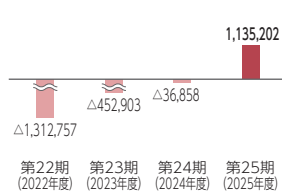
営業利益又は
営業損失 (△)
(単位：千円)



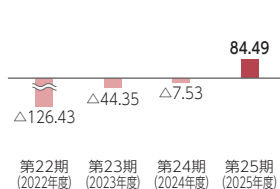
経常利益又は
経常損失 (△)
(単位：千円)



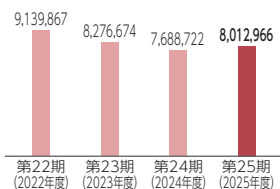
親会社株主に帰属する当期純利益又は
当期純損失 (△)
(単位：千円)



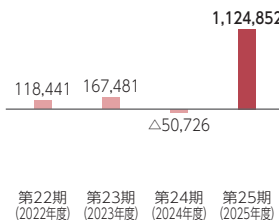
1株当たり当期純利益又は
当期純損失 (△)
(単位：円)



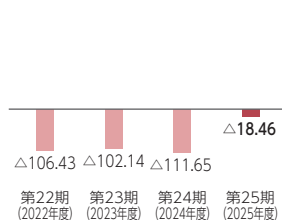
総資産
(単位：千円)



純資産
(単位：千円)



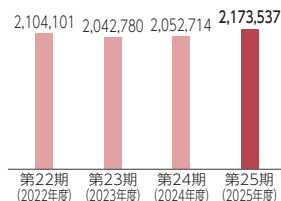
1株当たり純資産額
(単位：円)



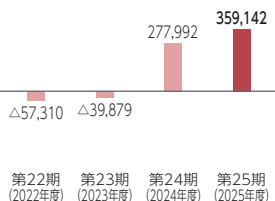
		第22期 (2022年度)	第23期 (2023年度)	第24期 (2024年度)	第25期 (当期) (2025年度)
売上高	(千円)	17,175,665	20,598,568	21,072,470	21,821,782
営業利益又は営業損失 (△)	(千円)	△1,734,244	△111,863	263,106	845,354
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△1,103,274	△74,278	253,003	721,765
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△1,312,757	△452,903	△36,858	1,135,202
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△)	(円)	△126.43	△44.35	△7.53	84.49
総資産	(千円)	9,139,867	8,276,674	7,688,722	8,012,966
純資産	(千円)	118,441	167,481	△50,726	1,124,852
1株当たり純資産額	(円)	△106.43	△102.14	△111.65	△18.46

② 当社の財産及び損益の状況の推移

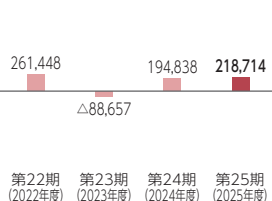
売上高
(単位：千円)



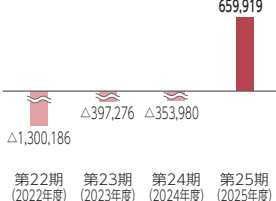
営業利益又は営業損失 (△)
(単位：千円)



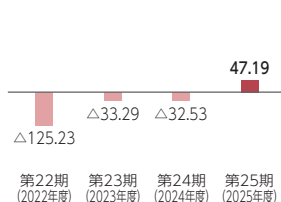
経常利益又は経常損失 (△)
(単位：千円)



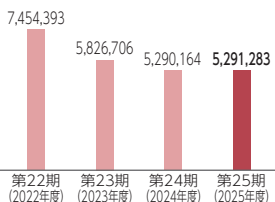
当期純利益又は当期純損失 (△)
(単位：千円)



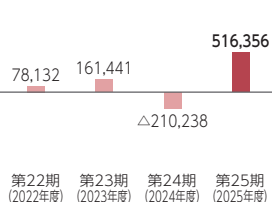
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)
(単位：円)



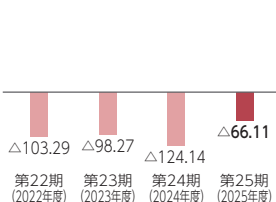
総資産
(単位：千円)



純資産
(単位：千円)



1株当たり純資産額
(単位：円)



		第22期 (2022年度)	第23期 (2023年度)	第24期 (2024年度)	第25期 (当期) (2025年度)
売上高	(千円)	2,104,101	2,042,780	2,052,714	2,173,537
営業利益又は営業損失 (△)	(千円)	△57,310	△39,879	277,992	359,142
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	261,448	△88,657	194,838	218,714
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△1,300,186	△397,276	△353,980	659,919
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	△125.23	△33.29	△32.53	47.19
総資産	(千円)	7,454,393	5,826,706	5,290,164	5,291,283
純資産	(千円)	78,132	161,441	△210,238	516,356
1株当たり純資産額	(円)	△103.29	△98.27	△124.14	△66.11

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
(株)エー・ピーカンパニー	1,000千円	100.0%	飲食店経営
(株)地頭鶏ランド日南	4,200千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
(株)新得ファーム	3,000千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
(株)カゴシマバンズ	31,500千円	98.5%	地鶏の飼育、加工、販売
(株)塚田農場プラス	20,000千円	100.0%	弁当製造販売
新鮮組フードサービス(株)	20,000千円	100.0%	飲食店経営
AP Company USA Inc.	500,000USD	100.0%	飲食店経営
AP Company Kalakaua LLC	200,000USD	100.0% (100.0%)	飲食店経営
AP Bijinmen 1 LLC	200,000USD	100.0% (100.0%)	飲食店経営
AP Company International Singapore Pte.,Ltd.	4,500,000 SGD	100.0%	飲食店経営
AP Company Hong Kong Co.,Limited.	36,750,000HKD	100.0%	経営管理
AP Place Hong Kong Co., LTD.	14,700,000HKD	100.0%	飲食店経営
PT.APC International Indonesia	12,969,000千IDR	100.0% (99.0%)	飲食店経営

(注) 1. 連結子会社は13社、持分法適用会社は1社であります。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(11) 主要な事業内容

事業別	事業内容
国内外食事業	国内の店舗における飲食事業
海外外食事業	海外の店舗における飲食事業
中食事業	弁当・惣菜等の中食の製造及び販売 他
生産流通事業	地鶏の生産、青果物の直接買入及び販売 他

(12) 主要な営業所及び工場

① 主要な営業所

業 態	店舗数	主要店舗
居酒屋事業	58店舗	宮崎県日南市塚田農場・鹿児島県霧島市塚田農場・北海道シントク町塚田農場・炭火焼鳥塚田農場 など
専門店事業	49店舗	四十八漁場・芝浦食肉・希鳥・若どり屋 など
レストラン事業	16店舗	しゃぶしゃぶつかだ・立ち寿司・裏の山の木の子 など
海外	15店舗	シンガポール・アメリカ合衆国・香港・インドネシア

② 主要な生産拠点

所在地	施設名	内 容
宮崎県日南市	雛センター	種鶏の飼育、孵化
宮崎県東諸県郡綾町	雛センター	種鶏の飼育、孵化
宮崎県西都市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
北海道上川郡新得町	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
鹿児島県霧島市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
鹿児島県曾於市	雛センター	種鶏の飼育、孵化

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

当期末従業員数	前連結会計年度末比増減
732 [854] 名	26 [-81] 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を [] 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67 [8] 名	13 [2] 名	43.3歳	9.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を [] 外数で記載しております。

(14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額高（千円）
株式会社商工組合中央金庫	739,657
株式会社りそな銀行	708,734
株式会社日本政策投資銀行	496,000
株式会社北國銀行	491,666
株式会社宮崎銀行	427,611

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社りそな銀行の借入残高には、株式会社りそな銀行を幹事とする金融機関8社によるシンジケートローンの残高2,106百万円の一部分が含まれております。

2. 当社は、運転資金の柔軟な調達を行うため、(株)りそな銀行との間でコミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	2,000,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年5月30日付で、株式会社リアルティストの全株式を株式会社FS.shakeに譲渡いたしました。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,759,244株
(自己株式数 125,206株を除く。)
- (内訳)
- ① 普通株式 12,757,944株
- ② A種優先株式 1,000株
- ③ B種優先株式 300株
- (3) 株主数
- ① 普通株式 26,862名
- ② A種優先株式 1名
- ③ B種優先株式 1名

(4) 大株主

① 普通株式

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
米山 久	5,187	40.66
MTRインベストメント株式会社	675	5.29
西 陽一郎	439	3.45
オイシックス・ラ・大地株式会社	362	2.84
株式会社アップフロントグループ	146	1.15
株式会社NSK	109	0.86
里見 順子	60	0.47
エー・ピーホールディングス従業員持株会	49	0.39
野村證券株式会社	30	0.24
吉野 勝己	26	0.20

(注) 持株比率は自己株式 (125,206株) を控除して計算しております。

② A種優先株式

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	1,000	100

③ B種優先株式

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
SB・A2号投資事業有限責任組合	300	100

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	普通株式 80,000 株	1名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

（自己株式の処分）

譲渡制限付株式報酬制度の対象者への割当による減少 80,000株

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第4・5・6回新株予約権

当社は、2023年5月29日開催の取締役会において、第三者割当による第4回、第5回及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」）の発行を決議し、2023年6月14日に当該新株予約権の発行価格の全額の払込が完了いたしました。概要は以下のとおりとなっております。

割当日	2023年6月14日
新株予約権の総数（個）※	9,500個（新株予約権1個につき普通株式100株） 第4回 5,000個 第5回 2,500個 第6回 2,000個
発行価格	総額 4,573,000 円 （第4回新株予約権1個当たり 623 円、第5回新株予約権1個当たり 324 円、第6回新株予約権1個当たり 324 円）
当該発行による潜在株式数	普通株式 950,000 株 第4回新株予約権：500,000 株 第5回新株予約権：250,000 株 第6回新株予約権：200,000 株
資金調達額	986,423,000 円（注）

行使価額	<p>当初行使価額 第4回新株予約権：770 円 第5回新株予約権：1,200 円 第6回新株予約権：1,500 円 行使価額の修正 当社は、いずれの回号の本新株予約権についても、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます（以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」といいます。）。かかる行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。「下限行使価額」は当初500円としますが、各本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。</p> <p>但し、①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、②直前の行使価額の修正が効力を生じた日（初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日）から6ヶ月が経過していない場合、又は③当該回号の本新株予約権につき、当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合（決議が撤回された場合を除きます。）には、当社はかかる決議を行うことができません。</p>
募集又は割当て方法	第三者割当による。
割当予定先	EVO FUND
行使期間	2023年6月15日（当日を含む。）から2026年6月15日（当日を含む。）までとする。
その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、①当社は割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、②割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結する予定です。

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

割当日	2025年10月31日
社債発行価額の総額	99,000,000円
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（金938円）で除して得られた数とする。1株未満の端数が発生する場合には現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。 ※ただし、行使に際しては本社債の全部（1個当たり3,300,000円相当）を出資するものとする。
新株予約権の行使期間	2025年10月31日～2028年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	938円（当初転換価額） なお、転換価額は発行要項に定めるところに従い調整されることがある。
新株予約権の行使の条件	・各本新株予約権の一部行使はできない。 ・各本新株予約権付社債の社債権者は、その保有する本社債に付された各本新株予約権の全部を同時に行使しなければならない。 ・本社債が償還又は買入消却された場合は行使できず消滅する。 ・令和8年3月期から令和10年3月期までの3事業年度のいずれかの期において、当社の営業利益が5億円を超過した場合、その期の有価証券報告書提出日の翌日から行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・各本新株予約権付社債の譲渡による取得については、当社の承認（代表取締役の決定又は取締役会決議）を要する。 ・取得又は買い付けた者は、一括して譲渡する場合以外は譲渡できない。
新株予約権付社債の残高	99,000,000円

- (注) 1. 2025年8月14日の取締役会決議及び発行要項に基づく内容を記載しております。なお、2025年9月30日開催の取締役会決議により、払込期日及び新株予約権の行使期間を変更しております。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加額に0.5を乗じた金額（1円未満端数切上げ）とし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 社長	米 山 久	(株)イー・ピーカンパニー 取締役 (株)地頭鶏ランド日南 取締役 (株)カゴシマバンズ 取締役 (株)新得ファーム 取締役 (株)塚田農場プラス 取締役 MTRインベストメント(株) 代表取締役
取締役 上席執行役員	横 澤 将 司	(株)イー・ピーカンパニー 代表取締役
取締役 上席執行役員	佐 竹 祐 樹	(株)イー・ピーカンパニー 取締役 (株)塚田農場プラス 取締役
取締役 上席執行役員	近 内 理 恵	(株)イー・ピーカンパニー 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	尾 崎 智 史	尾崎公認会計士事務所 所長 指名報酬諮問委員会 委員長
取締役 (監査等委員)	田 路 至 弘	岩田合同法律事務所 代表パートナー TANAKAホールディングス(株) 社外監査役
取締役 (監査等委員)	小 栗 悠 夫	小栗総合法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役尾崎智史氏、田路至弘氏及び小栗悠夫氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役尾崎智史氏、田路至弘氏及び小栗悠夫氏について東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集及び取締役会以外の重要な会議の出席を継続的に行い、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 監査等委員田路至弘氏及び監査等委員小栗悠夫氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員尾崎智史氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上席執行役員	佐藤信之	管理本部 本部長
上席執行役員	里見順子	ブランド推進室 室長 (株)地頭鶏ランド日南 代表取締役 (株)カゴシマバンズ 代表取締役
執行役員	森尾太一	HR本部 副本部長 (株)塚田農場プラス 代表取締役

(2) 補償契約の内容の概要等

当社と取締役（監査等委員含む）の全員は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項に定める費用及び損失の全額又は一部について当社が補償する旨の保証契約を締結しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する賠償、会社に関する賠償及びこれらに係る費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員を含む）であり、保険料についてその全額を当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	4人 (-人)	74,580千円 (-千円)	12,559千円 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3人 (3人)	12,600千円 (12,600千円)	-
合 計 (うち社外取締役)	7人 (3人)	87,180千円 (12,600千円)	12,559千円 (-)

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月25日開催の第19期定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人給与を含みません）の範囲で取締役会にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は4名です。

また、上記の基本報酬とは別枠で、2024年6月27日開催の第23期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の報酬額につきましては、対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、年80,000株以内にそれぞれ改定しております。その具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決議することとしております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は4名です。

なお、当社監査等委員である取締役3名の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、2020年6月25日開催の第19期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役員数は3名です。

(6) 役員の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬等は、月例の金銭による固定報酬である基本報酬のみとし、個人別の報酬等（基本報酬）の額は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各取締役の役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等がある場合には、業績連動報酬等に係る指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項なし。

4. 非金銭報酬等がある場合には、非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給することとし、指名報酬諮問委員会の答申を経た上で、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、取締役会決議により決定する。

なお、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了その他の正当な理由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項なし。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬制度や報酬水準については、取締役の個人別の報酬内容を含め、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名報酬諮問委員会において審査し、取締役会の決議により決定しております。指名報酬諮問委員会は、委員3名で構成され、その過半数は独立社外取締役で構成されております。

なお、指名報酬諮問委員会の委員長は、指名報酬諮問委員会の決議によって独立社外取締役である委員の中から選出しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について当社の役員報酬の目的等との整合性を含め総合的に審査を行った上で答申しており、取締役会はその審査・答申の内容を確認した結果から、役員報酬の目的等に沿うものであると判断しております。

8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

監査等委員の報酬水準については、監査等委員の個人別の報酬内容を含め、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名報酬諮問委員会において審査し、監査等委員会の決議により決定しております。

また、当事業年度に係る監査等委員の個人別の報酬の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について当社の役員報酬の目的等との整合性を含め総合的に審査を行った上で答申しており、監査等委員会はその審査・答申の内容を確認した結果から、役員報酬の目的等に沿うものであると判断しております。

以 上

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役（監査等委員） 尾崎智史	尾崎公認会計士事務所（所長）	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役（監査等委員） 田路至弘	岩田合同法律事務所（代表パートナー） TANAKAホールディングス(株)（社外監査役）	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役（監査等委員） 小栗悠夫	小栗総合法律事務所（代表）	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	出席状況 出席回数／開催回数（出席率％）	主な活動状況
取締役（監査等委員） 尾崎智史	取締役会 21回/21回（100%） 監査等委員会 14回/14回（100%） 指名報酬諮問委員会 2回/2回	公認会計士としての専門的知見から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会として活動いたしました。
取締役（監査等委員） 田路至弘	取締役会 21回/21回（100%） 監査等委員会 14回/14回（100%） 指名報酬諮問委員会 2回/2回	弁護士としての専門的知見から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会として活動いたしました。
取締役（監査等委員） 小栗悠夫	取締役会 21回/21回（100%） 監査等委員会 14回/14回（100%）	弁護士としての専門的知見から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（千円）	40,000
当事業年度に係る会計監査人の非監査証明業務に基づく報酬等の額（千円）	-
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（千円）	40,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」をはじめとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- ② 監査等委員である取締役の内少なくとも1名は、経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに基づき、適合しているか確認する。
- ③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人及び監査等委員会と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。監査結果については、定期的に代表取締役及び監査等委員会並びに経営会議へ報告する。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 文書管理部署の管理本部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- ③ 取締役会の下に毎月4回開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。
- ④ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、「関係会社管理規程」に基づき、当社又はグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備する。
- ② 内部監査室による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保する。
- ③ グループ会社各社に当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る体制を確保する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該取締役及び使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人などが監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役その他これらに準ずる役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに監査等委員会に報告する。なお、当社及びグループ会社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ② 監査等委員は、必要がある場合には、稟議書、その他社内的重要書類、資料などを閲覧することができる。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
- ② 監査等委員は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- ③ 監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査室から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- ④ 当社は、監査等委員の職務遂行上必要な費用を支弁するため、一定額の予算を設ける。また、監査等委員からその職務の執行について生じる費用に前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

7 業務の適正を確保する体制の運用状況

内部統制システムを適正に運用するために、当社は、基本方針に定める各項目について担当部署を定め、内部監査室が監査等委員会との連携により、各担当部署による内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取っております。

また、反社会的勢力の排除の具体的な取り組みとして、全ての継続的取引先について、「反社会的勢力への対応に関する規程」の定めに従って、担当部門において新規取引開始時及び定期的に風評情報の収集や外部調査機関の活用を含む調査を実施するとともに、取引契約書において暴排条項の導入を進めております。社員に対しては同規程の周知とともに、警視庁OBを総務関連の嘱託社員として採用の上、全役職員を対象とした教育を実施しています。また、平成24年4月より警視庁特殊暴力対策連合会に入会し情報収集に努めるとともに、万一に備えて、顧問弁護士との緊密な情報交換やシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を21回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、監査等委員ではない取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守の状況について監査いたしました。
- (3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。
- (4) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした文書やデータ管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- (5) 取締役会にて、コーポレートガバナンス・コードについての対応状況に関する協議を行い、ガバナンス体制の現状と課題の共有に努めました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,297,563	流動負債	4,982,210
現金及び預金	1,174,449	買掛金	677,366
売掛金	1,128,339	短期借入金	2,602,258
棚卸資産	492,731	1年内返済予定の長期借入金	340,896
前払費用	319,075	未払金	371,363
その他	182,968	未払費用	580,705
固定資産	4,715,402	未払法人税等	34,924
有形固定資産	2,651,040	未払消費税等	245,575
建物及び構築物	2,079,639	その他	129,119
工具、器具及び備品	140,362	固定負債	1,905,903
土地	88,380	転換社債型新株予約権付社債	99,000
建設仮勘定	229,977	長期借入金	1,645,649
その他	112,681	繰延税金負債	20,653
無形固定資産	25,599	その他	140,599
ソフトウェア	25,056	負債合計	6,888,113
その他	543	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,038,762	株主資本	1,218,639
投資有価証券	184,766	資本金	50,000
敷金及び保証金	1,295,005	資本剰余金	301,546
長期前払費用	150,933	利益剰余金	1,009,301
繰延税金資産	245,143	自己株式	△142,207
その他	168,308	その他の包括利益累計額	△95,487
貸倒引当金	△5,394	為替換算調整勘定	△95,487
資産合計	8,012,966	新株予約権	1,078
		非支配株主持分	621
		純資産合計	1,124,852
		負債純資産合計	8,012,966

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	21,821,782
売上原価	8,010,289
売上総利益	13,811,492
販売費及び一般管理費	12,966,137
営業利益	845,354
営業外収益	
受取利息及び配当金	4,178
持分法による投資利益	22,007
為替差益	12,701
協賛金収入	6,185
その他	73,707
	118,780
営業外費用	
支払手数料	20,000
支払利息	86,265
シンジケートローン手数料	14,977
雑損失	79,144
その他	41,982
	242,369
経常利益	721,765
特別利益	
固定資産売却益	8,262
関係会社株式売却益	438,870
その他	7,724
	454,857
特別損失	
固定資産除却損	28,949
減損損失	79,945
固定資産売却損	4,919
	113,813
税金等調整前当期純利益	1,062,809
法人税、住民税及び事業税	25,481
法人税等調整額	△97,710
	△72,228
当期純利益	1,135,038
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△163
親会社株主に帰属する当期純利益	1,135,202

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	383,471	△128,236	△298,533	6,701
当期変動額					
連結範囲の変動	－	－	2,334	－	2,334
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）	－	△81,925	－	156,325	74,400
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,135,202	－	1,135,202
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	△81,925	1,137,537	156,325	1,211,937
当期末残高	50,000	301,546	1,009,301	△142,207	1,218,639

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△67,017	△67,017	8,803	785	△50,726
当期変動額					
連結範囲の変動	－	－	－	－	2,334
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）	－	－	－	－	74,400
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	1,135,202
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△28,469	△28,469	△7,724	△163	△36,358
当期変動額合計	△28,469	△28,469	△7,724	△163	1,175,579
当期末残高	△95,487	△95,487	1,078	621	1,124,852

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

(株)エー・ピーカンパニー

(株)塚田農場プラス

(株)地頭鶏ランド日南

(株)カゴシマバンズ

(株)新得ファーム

新鮮組フードサービス(株)

AP Company International Singapore Pte., Ltd.

AP Company USA Inc.

AP Company Kalakaua LLC

AP Bijinmen 1 LLC

AP Company Hong Kong Co., Limited.

PT.APC International Indonesia

AP Place Hong Kong Co., LTD.

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の重要な変更

当連結会計年度より、株式会社リアルテイストを売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

(株)豊洲漁商産直市場

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちPT.APC International Indonesiaの決算日は12月31日ですが、連結決算日での仮決算を行った計算書類を使用して、連結決算を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (イ) 商品、原材料
最終仕入原価法
- (ロ) 製品、仕掛品
月別総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

主として定率法によっております。但し、当社及び国内連結子会社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、以下の5ステップのアプローチに基づき、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

①国内外食事業・海外外食事業・中食事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、生産地・商品のブランドストーリーの創出と独自の企画開発を通じてブランド化された商品を、主に塚田農場（地鶏）、四十八漁場（鮮魚）等の中価格帯（客単価3,500円～4,500円）の外食店舗において、顧客感動満足を追求する独自の販促手法により付加価値を高めて販売しております。また弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売も行っております。

各種業態事業の経営において、主に店舗を利用する消費者を顧客としており、このような販売事業については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。

②生産流通事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、全国各地の潜在的な競争力を有しながら流通していない食材を選定し、その産地の生産者や行政と直接関係を構築の上で、現地法人を通じて食材の生産及び加工販売を行っております。また、物流コスト、鮮度、余剰部位、店舗納品頻度等、生産地と販売の双方の課題に対して、最適な流通ソリューションの提供を行っております。

当事業の経営において、主に小売業及び卸売業営む企業を顧客としており、このような生産流通事業については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引渡しした時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	4,715,402千円
減損損失	79,945千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、店舗事業を資金生成単位として資産グループを識別し、当該資金生成単位の使用価値を回収可能価額として測定しております。

この使用価値は、予算又は事業計画を基に、経営環境などの外部情報や、内部情報などを総合的に勘案し、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し算定しております。

使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中に見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	245,143千円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	86,600千円
有形固定資産「その他」	70,185千円
合計	156,785千円

(2) 担保に係る債務	
短期借入金	286,750千円
1年内返済予定の長期借入金	27,876千円
長期借入金	22,846千円
合計	337,472千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 5,557,587千円

3. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	－千円
	2,000,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	主な用途	種類	金額
東京都他	国内外食店舗 (計6店舗)	建物及び構築物	57,816
		工具、器具及び備品	3,493
		その他	6,735
		合計	68,044
香港	海外外食店舗 (1店舗)	建物及び構築物	11,677
		工具、器具及び備品	223
		その他	-
		合計	11,900

当社グループは、原則として各店舗を基本単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件毎にてグルーピングしております。

その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉店の意思決定をしている店舗等、将来の収益性がないと判断した店舗について当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額79,945千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループの資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。固定資産の一部については使用価値に基づき回収可能価額を算定しており、将来キャッシュ・フローを6.56%の割引率で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,883,150	—	—	12,883,150
A種優先株式(株)	1,000	—	—	1,000
B種優先株式(株)	300	—	—	300

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	174,206	31,000	80,000	125,206

(注) 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬制度対象者への譲渡によるものであります。

3. 配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	109,251千円	109,251円13銭	2026年3月31日	2026年6月26日
2026年6月25日 定時株主総会	B種優先株式	利益剰余金	19,009千円	63,365円65銭	2026年3月31日	2026年6月26日

4. 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

5. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的とする株式の種類及び数

普通株式 330,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に販売事業を行うための店舗設備の投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、短期の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、財務部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷金及び保証金	1,295,005	839,734	△455,270
(2) ゴルフ会員権	5,630	5,630	－
資産計	1,300,635	845,364	△455,270
(3) 長期借入金	1,986,546	1,906,296	△80,250
(4) リース債務	46,539	45,185	△1,353
(5) 転換社債型新株予約権付社債	99,000	92,572	△6,427
負債計	2,132,085	2,044,054	△88,031

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 長期借入金には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	128,340
組合出資金(※2)	56,425

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,174,449	－	－	－
売掛金	1,128,339	－	－	－
合計	2,302,788	－	－	－

(注) 敷金及び差入保証金並びにゴルフ会員権については、回収日が確定していないため、上表には記載していません。

(注4) 長期借入金、リース債務及び転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	340,896	333,624	315,262	335,020	127,330	534,410
リース債務	15,000	15,238	11,287	4,168	843	－
転換社債型新株予約権付社債	－	－	99,000	－	－	－
合計	355,897	348,863	425,550	339,189	128,174	534,410

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	839,734	－	839,734
ゴルフ会員権	－	5,630	－	5,630
資産計	－	845,364	－	845,364
長期借入金	－	1,906,296	－	1,906,296
リース債務	－	45,185	－	45,185
転換社債型新株予約権付社債	－	92,572	－	92,572
負債計	－	2,044,054	－	2,044,054
合計	－	2,889,419	－	2,889,419

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ゴルフ会員権

当社が保有しているゴルフ会員権については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

新規に同様の発行を行った場合に想定される利率に基づく割引現在価値法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金	所属	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	米山 久	-	-	当社代表取締役会長兼社長	(所有)直接40.65%	当社代表取締役会長兼社長	資金の借入(注) 1	500,000	-	-
			自己株式の処分(注) 2				114,677	-	-	
			転換社債型新株予約権付社債の引受(注) 3				99,000	転換社債型新株予約権付社債	99,000	

(注) 1. 借入金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 自己株式処分価格については、処分時の終値を使用しております。

3. 転換社債型新株予約権付社債については、利息は付されておられません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(千円)

	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計
外食店舗	15,242,282	2,054,345	-	-	17,296,628
中食販売	-	-	3,668,119	-	3,668,119
生産流通販売	-	-	-	829,993	829,993
顧客との契約から生じる収益	15,242,282	2,054,345	3,668,119	829,993	21,794,740
その他の収益	27,041	-	-	-	27,041
外部顧客への売上高合計	15,269,323	2,054,345	3,668,119	829,993	21,821,782

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

国内及び海外外食店舗並びに中食販売は、「生販直結モデル」の一部として、生産地・製品のブランドストーリーの創出と独自の企画開発を通じてブランド化された商品を、主に塚田農場(地鶏)、四十八漁場(鮮魚)

等の中価格帯（客単価3,500円～4,500円）の外食店舗等において、顧客感動満足を追求する独自の販促手法により付加価値を高めて販売しております。また弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売も行っております。

各種事業の経営において、主に店舗を利用する消費者を顧客としており、このような販売事業については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。

生産流通事業は、「生販直結モデル」の一部として、全国各地の潜在的な競争力を有しながら流通していない食材を選定し、その産地の生産者や行政と直接関係を構築の上で、現地法人を通じて食材の生産及び加工販売を行っております。また、物流コスト、鮮度、余剰部位、店舗納品頻度等、生産地と販売の双方の課題に対して、最適な流通ソリューションの提供を行っております。

当事業の経営において、主に小売業及び卸売業営む企業を顧客としており、このような生産流通事業については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引渡した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(千円)

	期首残高	期末残高
契約負債	10,947	5,780

契約負債は、主に顧客からの前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は7,657千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当社グループ製品のライセンスの販売のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては注記の対象に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △18円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 84円49銭 |

算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,135,202千円
普通株主に帰属しない金額	58,700千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,076,502千円
普通株式の期中平均株式数	12,741千株

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2026年5月28日開催の取締役会において、株式会社NIGITA（以下「NIGITA」といいます。）及びサントリー株式会社（以下「サントリー」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（普通株式及びC種優先株式）の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを決議いたしました。概要は次のとおりです。

1. 本第三者割当増資の概要

払込期日	2026年6月30日（予定）
発行新株式数	普通株式： 109,052株 C種優先株式： 150株
発行価額	普通株式： 1株につき917円 C種優先株式： 1株につき 1,000,000円
発行価額の総額	250,000,684円 (内訳：普通株式 100,000,684円、C種優先株式 150,000,000円)
割当予定先及び割当株数	NIGITA： 普通株式 109,052株 サントリー： C種優先株式 150株

2. 調達する資金具体的な用途

- (1) 新規出店に伴う設備投資資金
- (2) 業態転換及び既存店リニューアル資金

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,720,551	流動負債	3,370,159
現金及び預金	576,020	買掛金	36,822
売掛金	29,631	1年内返済予定の長期借入金	271,568
商品	58,298	未払金	166,785
前払費用	235,983	未払費用	427,516
関係会社短期貸付金	207,384	未払法人税等	3,276
関係会社立替金	3,551,046	未払消費税等	73,628
未収入金	25,849	短期借入金	2,146,883
貸倒引当金	△2,979,983	関係会社短期借入金	150,000
その他	16,321	前受収益	166
固定資産	3,570,732	関係会社事業損失引当金	63,761
有形固定資産	1,665,026	その他	29,751
建物及び構築物	1,505,791	固定負債	1,404,768
工具、器具及び備品	84,217	転換社債型新株予約権付社債	99,000
その他	75,016	長期借入金	1,221,122
無形固定資産	14,924	長期預り保証金	50,240
ソフトウェア	14,924	資産除去債務	3,438
投資その他の資産	1,890,781	その他	30,967
投資有価証券	82,385	負債合計	4,774,927
関係会社株式	376,010	(純資産の部)	
敷金及び保証金	1,048,954	株主資本	515,277
長期前払費用	143,176	資本金	50,000
繰延税金資産	79,585	資本剰余金	301,546
貸倒引当金	△5,394	資本準備金	9,370
その他	166,063	その他資本剰余金	292,176
資産合計	5,291,283	利益剰余金	305,939
		利益準備金	5,925
		その他利益剰余金	300,013
		圧縮積立金	9,193
		繰越利益剰余金	290,819
		自己株式	△142,207
		新株予約権	1,078
		純資産合計	516,356
		負債純資産合計	5,291,283

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,173,537
売上原価		222,090
売上総利益		1,951,447
販売費及び一般管理費		1,592,304
営業利益		359,142
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,106	
為替差益	6,868	
協賛金収入	6,185	
その他	22,440	48,600
営業外費用		
支払手数料	20,000	
支払利息	69,220	
シンジケートローン手数料	14,977	
雑損失	79,144	
その他	5,686	189,028
経常利益		218,714
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	807,522	
その他	7,724	815,247
特別損失		
固定資産除売却損	51,772	
関係会社株式評価損	147,525	
関係会社貸倒引当金繰入額	172,522	371,820
税引前当期純利益		662,141
法人税、住民税及び事業税	3,276	
法人税等調整額	△1,054	2,222
当期純利益		659,919

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その 資本 剰余金	他 資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
					圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	50,000	9,370	374,101	383,471	5,925	10,747	△370,653	△353,980
当期変動額								
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)	-	-	△81,925	△81,925	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-	△1,553	1,553	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	659,919	659,919
当期変動額合計	-	-	△81,925	△81,925	-	△1,553	661,473	659,919
当期末残高	50,000	9,370	292,176	301,546	5,925	9,193	290,819	305,939

	株主資本		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△298,533	△219,042	8,803	△210,238
当期変動額				
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)	156,325	74,400	-	74,400
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	659,919	-	659,919
当期変動額合計	156,325	734,319	△7,724	726,594
当期末残高	△142,207	515,277	1,078	516,356

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

但し、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、以下の5ステップのアプローチに基づき、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社立替金	2,799,486千円
関係会社短期貸付金	180,497千円
その他	5,394千円
貸倒引当金	2,985,378千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、保有する連結子会社向けの債権に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を貸倒引当金として計上しております。連結子会社の財政状態の悪化により支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上することにより、当社の計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

該当事項はございません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、店舗事業を資金生成単位として資産グループを識別し、当該資金生成単位の使用価値を回収可能価額として測定しております。

この使用価値は、予算又は事業計画を基に、経営環境などの外部情報や、内部情報などを総合的に勘案し、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し算定しております。

使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中に見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌会計年度以降の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

79,585千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 3,985,184千円

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株)塚田農場プラス 110,000千円

(株)地頭鶏ランド日南 185,850千円

(株)カゴシマバンズ 85,669千円

合計 381,519千円

3. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入実行残高等は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額 2,000,000千円

借入実行残高 -千円

2,000,000千円

4. 顧客との契約から生じた契約負債の残高

契約負債 (注) 166千円

(注) 貸借対照表のうち流動負債の「前受収益」に計上しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引（収入分）	1,867,640千円
営業取引（支出分）	43,541千円
営業取引以外の取引（収入分）	12,900千円
営業取引以外の取引（支出分）	3,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	174,206	31,000	80,000	125,206

(注) 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬制度対象者への譲渡によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,302,787千円
資産除去債務費用	47,642千円
減損損失	－千円
関係会社株式評価損	537,375千円
税務上の繰越欠損金	552,278千円
その他	60,980千円

繰延税金資産小計 250,103千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 Δ 506,741千円

将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 Δ 1,908,838千円

評価性引当額小計 Δ 2,415,580千円

繰延税金資産合計 85,483千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 Δ 4,969千円

その他 Δ 927千円

繰延税金負債合計 Δ 5,897千円

繰延税金資産の純額 79,585千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金	所属	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	米山 久	-	-	当社代表取締役会長兼社長	(所有)直接40.65%	当社代表取締役会長兼社長	資金の借入(注)1	500,000	-	-
			自己株式の処分(注)2				114,677	-	-	
			転換社債型新株予約権付社債の引受(注)3				99,000	転換社債型新株予約権付社債	99,000	

(注) 1. 借入金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 自己株式処分価格については、処分時の終値を使用しております。

3. 転換社債型新株予約権付社債については、利息は付されておられません。

(1) 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	(株)イー・ピーカンパニー	東京都港区	1,000千円	飲食店経営	(所有)直接100%	役員の兼任	経営指導料	763,230	関係会社立替金	2,967,595
							業務委託契約料	453,080		
							資産転貸借料	291,140		
連結子会社	(株)地頭鶏ランド日南	宮崎県日南市	4,200千円	地鶏の飼育加工、販売	(所有)直接100%	役員の兼任	-	-	債務保証(注)1	185,850
							-	-	関係会社短期借入金	150,000
連結子会社	AP Company International Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	4,500千SGD	飲食店経営	(所有)直接100%	役員の兼任	増資の引受(注)3	159,664	-	-

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	(株)塚田農場プラス	東京都港区	20,000千円	宅配弁当の販売	(所有)直接100%	役員兼任	-	-	債務保証(注)1	110,000
連結子会社	(株)新得ファーム	北海道上川郡	3,000千円	地鶏の飼育加工、販売	(所有)直接100%	役員兼任	-	-	関係会社短期貸付金	94,000
							-	-	関係会社立替金	321,299
連結子会社	(株)カゴシマバンズ	鹿児島県霧島市	31,500千円	地鶏の飼育加工、販売	(所有)直接98.5%	役員兼任	-	-	債務保証(注)1	85,669
連結子会社	AP Place Hong Kong Co., LTD.	香港	14,700千HKD	飲食店経営	(所有)直接100%	役員兼任	増資の引受(注)3	145,038	関係会社短期貸付金	62,242
							資金の貸付(注)2	75,000	関係会社立替金	70,075
連結子会社	PT.APC International Indonesia	インドネシア	12,969百万IDR	飲食店経営	(所有)直接1.0%間接99.0%	役員兼任	-	-	関係会社立替金	110,393

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 金融機関からの借入について債務保証を行ったものであります。

なお、保証料の受取は行っておりません。

- 貸付及び借入金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金・立替金の現物出資であります

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務委託料及び資産の転貸借料となります。経営指導料、業務委託料及び資産の転貸借料においては、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	△66円11銭
2. 1株当たり当期純利益	47円19銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	659,919千円
普通株主に帰属しない金額	58,700千円
普通株式に係る当期純利益	601,219千円
普通株式の期中平均株式	12,741千株

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 梶 原 大 輔
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 奥 村 俊 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エー・ピーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 梶 原 大 輔
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 奥 村 俊 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エー・ピーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、一部WEB会議システムを活用した重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社エー・ピーホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	尾崎 智史 ㊞
監査等委員	田路 至弘 ㊞
監査等委員	小栗 悠夫 ㊞

(注) 監査等委員 尾崎智史、監査等委員 田路至弘及び監査等委員 小栗悠夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

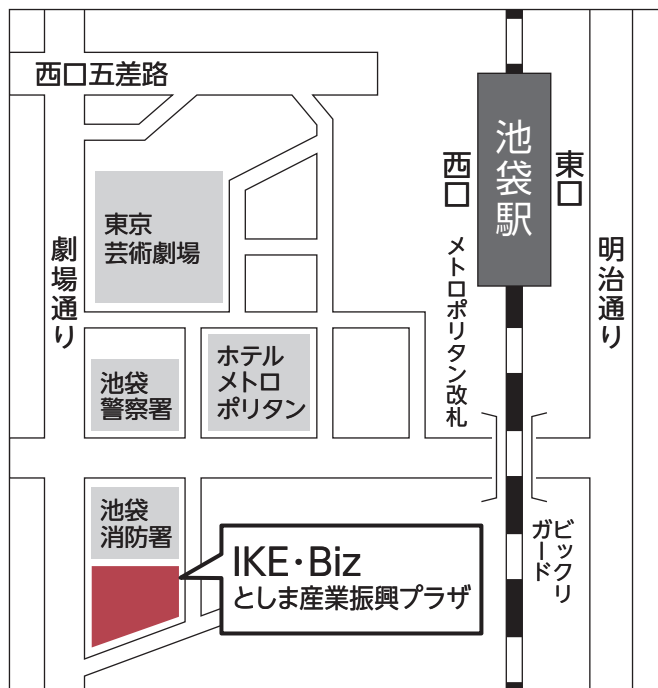
定時株主総会会場ご案内図

会場

としま産業振興プラザ 6階多目的ホール
東京都豊島区西池袋 2-37-4

交通

JR他各線「池袋駅」
西口より徒歩約10分
メトロポリタン改札より徒歩約7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。